

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	689 工事検査事務経費	会計	01	一般会計
		款	02	総務費
		項	01	総務管理費
基本 施策	99 対象外	目	01	一般管理費
		細目	109	工事検査事務経費
行革大綱の重点事項番号		細々目	01	工事検査事務経費
担当部課	コード	260100		担当者 氏名
	名称	契約監理室		
		連絡先	22 - 9685 (内線) 2365	

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	伊賀市が行う建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事 ※対象件数
成果(どうする)	工事請負契約が適正に履行されていることを確認し、給付の完了を認定する。また、請負者のインセンティブを高めることで、より高品位で能率的な施工が確保できる。
根拠法令・要綱等	地方自治法第234条の2第1項・地方自治法施行令第167条の15第1項、品確法、伊賀市建設工事等検査要綱及び伊賀市建設工事成績評定要領
開始年度	平成 年度 関連事業
終了年度	平成 年度
H21 事業 内容	1. 工事目的物が契約図書に定められた出来形や品質等を確保して、発注者として受け取り、その代金を支払ってよいかを確認した。(中間、出来高、完成検査) 2. 請負額500万円以上の建設工事について、一工事ごとに施工体制や施工状況及び目的物の品質等について評価を行った。(建設工事成績評定) 3. 監督員・検査員の資質向上を図るため、研修会を実施した。
社会情勢の 変化等	公共工事では価格競争が高まる一方、不適格業者の参入や低価格の受注から技術力不足や品質低下が懸念され、工事検査の役割は益々重要となっている。そこで、課題とされたのが成績評定結果の活用である。今回、そのことを踏まえ、格付け及び入札参加等における制限措置に反映することとし、関係の格付け基準及び指名停止措置要領の一部を改正した。また、活用にあたっては、より公正で的確な評価が求められることから、工事成績評定要領についても一部内容を見直した。

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動 指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H20	H21	H22	H23
建設工事等の完成検査(中間、出来高含む)	目標	件	320	320	320	320
	実績		344	407		
建設工事成績評定	目標	件	120	120	120	120
	実績		131	164		

成果 指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H20	H21	H22	H23
工事成績評定点	件数の割合(A、B判定の合計)		%	目標	80	目標	80
				実績	72.5	実績	87.8
				目標		目標	
				実績		実績	

投入 コスト	H20 決算		H21 決算		H22 当初予算		H23 当初要求	
	(千円)		(千円)		(千円)		(千円)	
直接事業費計(A)	353		360		311		500	
A の 財 源 内 訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他							
	353		360		311		500	
事業投入人件費(B)	3.0人	21,600	3.0人	21,600	3.0人	21,600	3.0人	21,600
フルコスト(A)+(B)		21,953		21,960		21,911		22,100

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必 要 性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	○
	個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	
	事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業	
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	
	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	
	民間のサービスだけでは地域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	
事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業		
【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】		
財政状況を考慮し、事業を廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業		
【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】		
有効性	事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。サービス水準や対象を見直す余地がある。	○
達成度	当初設定した計画を 100% 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】 予算の繰越の有無 無 【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
効率性	他の事業主体の活用、事業移管が可能である。 基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。 【事業名】 受益者負担を求めることができる事業である。 全体コストにおける負担構成は適正である。 コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	平成20年度においては、344件の検査実績があったが、中でも年度末検査が158件と全体の46%を占めていたことから、契約監理室以外の方にも検査員を任命し体制を整え対応したが、平成21年度も同様のことが予想される為、円滑に検査業務が遂行できるよう工期の分散化等を周知するとともに年度末検査の体制をより充実させる。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる 【詳細】 年度当初に工期の分散化を徹底するよう各担当課に周知を行った。また、年度末検査の件数は相当あったが、昨年度以上に契約監理室以外の方への検査員任命をお願いすると共に検査日程を事前に調整するなど工夫を凝らし対応したことで、円滑にはいかなかったもののすべて終えることが出来た。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	花岡 穰一
事業の方向性	【方向性】 手法改善 【理由】 公共工事は、市民の貴重な税金により賄われています。そうしたことで、市民の財産とも言うべき施設を建設するわけで、適正な施工の確保は絶対的条件といえます。工事検査は、その目的物について絶対的条件とされる適正な施工が確保されているかを確認し、給付の完了を認定するもので極めて重要です。また、請負者の適正な選定及び指導育成にも資するものです。については、より厳正な検査の執行が求められるもので、工種等によっては、専門的知識や技能を取入れるなど手法に関し改善が必要である。
現時点における課題、その他	施設機械や電気工事など専門的な業種に関して知識や経験のある職員がおらず、検査を専門機関に委託し対応することも考えられるが、説明責任が生ずることから要領や予算については見直しや措置が必要である。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	平成23年度においては、検査業務を数件委託したい。